6.1 学生会

本会は沖縄県立看護大学学生会と称し、沖縄県立看護大学に在学する全学生によって構成される。本会は会員の権利を擁護し、学生生活の充実、向上を共同で図ることを目的とする。

(沖縄県立看護大学学生会会則より作成)

6.1.1 執行委員会

執行委員会は本会最高の執行機関である。執行委員会の役割は、学生会の運営、学生総会に提出する議案の審議・作成、学生総会で決定された事項の執行とする。本機関は会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名、その他の役員で構成される。また、執行委員会の会長、副会長が学生会の会長、副会長を務め、学生の代表とする。会長および副会長は選挙で選出され、その他の役員は会長が任命する。その任期は学生総会から始まり、次年度の学生総会の終了をもって任期を終了とする。執行委員会の解散は、全会員2/3以上の不信任があった場合および執行委員会が自らそれを認め、総会で2/3以上の承認を得た場合成立する。解散後10日以内に選挙管理委員会は、役職選挙の期日を示さなければならない。

(沖縄県立看護大学学生会会則 第2節)

○平成 29 年度 役員 (任期:平成 29 年 6 月~平成 30 年 6 月)

会長 : 道下 博貴

副会長:井上 凌、鉢嶺 絹香

会計 : 福里 真奈美、名幸 すなみ 書記 : 上門 杏奈、嘉陽 七聖

6.1.2 議長団

議長団は総会の議事進行を行い、議事内容を公示する。議長団は議長、副議長、書記各1名で構成される。原則、議長は選挙によって選出されるが立候補がいない場合は前年度の執行委員長がこれを務め、信任決議をとる。議長団の任期は執行委員会の会長のそれに準じ、副議長、書記は議長によって指名される。議長団は議決権を持たないが、議長は可否同数の場合のみこれを有する。

(沖縄県立看護大学学生会会則 第7節)

平成 29 年度 議長団議長 : 長嶺 有真

6.1.3 学年代表

学年代表は学年内の意見をまとめ、それを代議員会に反映させることができる。学年 の代表は各学年より1名選出される。

(沖縄県立看護大学学生会会則 第5節)

6.1.4 選挙管理委員会

選挙管理委員会は学生会の中におかれ、執行委員会会長、副会長、議長の選挙に関する業務および管理を行う。同委員会は4名より成り、このうちから委員長を互選によって選出する。任期は学生総会から次年度の学生総会までの1年とする。同委員が執行委員会会長、副会長、議長に立候補する場合は、その委員は身分を失うものとし、学年において選出され、補充されなければならない。

(沖縄県立看護大学学生会会則 第8節)

6.1.5 会計監査委員

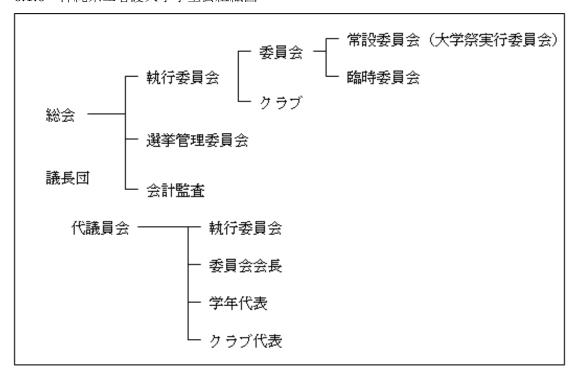
会計監査委員は会計の公正な執行を図るためにおかれる。同委員会は前年度の会計 2 名で構成され、任期は執行委員会長、副会長のそれに準ずる。監査は年 1 回行われ、その結果を総会において報告しなければならない。

(沖縄県立看護大学学生会会則 第9節)

○平成 29 年度 会計監査委員

委員 : 仲間 千夏、長嶺 桃子

6.1.6 沖縄県立看護大学学生会組織図



6.1.7 年間活動

4月	新入生歓迎球技大会
	学生交流会(学年間、学生会、サークル等)
5月	渡嘉敷島 1 泊研修
6月	学生会総会
7月	七夕祭り
9月	看大祭
12 月	クリスマスパーティー&球技大会
1月	国試応援
3月	謝恩会、卒業生送別球技大会